

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、青森県知事（以下「甲」という。）が人員等の輸送業務に関し、公益社団法人青森県バス協会（以下「乙」という。）に対して協力を要請する場合において必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号）で協力の要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がない場合は、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定において、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）等の輸送に関する業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送に関する業務
- (3) ボランティアの輸送に関する業務
- (4) その他甲が必要とする車両による支援に関する業務

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により業務に従事した場合は、速やかに当該業務の内容等について文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害等の発生時において乙の会員が届け出ている運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供した車両が故障その他の理由により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生した場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、当該業務に関し、当該業務に従事した者(以下「従事者」という。)が、その生命若しくは身体の損害を受け、又は当該業務に使用した車両が損害を受けたときは、甲は、次に掲げる場合を除き、乙の会員に対し、その損害を補償するものとする。この場合において、従事者に対する損害の補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例(昭和38年青森県条例第3号)に準じて行うものとする。

(1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 乙は、従事者が所属するバス事業者に対して、前項の補償の責任を負わないものとする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年1回甲に対し、乙の会員が保有する車両の保有台数等の資料を提出するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定を円滑に進めるため、その実施に関する事務を所掌する連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲においては県交通政策課とし、乙においてはその事務局とする。

(緊急連絡表の提出)

第11条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表(様式第3号)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中で異動等があった場合についても準用する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字浜田字豊田139番21号
公益社団法人 青森県バス協会
会 長 工藤 清

公益社団法人青森県バス協会 殿
（会員 殿）

青森県知事 印

人員等の輸送協力要請書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 輸送の協力要請を必要とする理由

2 輸送内容等

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	乗車予定人数 又は物資	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他

3 その他参考となる事項

青森県知事 殿

公益社団法人青森県バス協会 印
(会員)

人員等の輸送実績報告書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 輸送実施内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	走行距離 (k m)	乗車人数 (バス台数)	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他

2 その他必要な事項

緊急時連絡表

1 青森県

	担当窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	
第2順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	

2 青森県バス協会（会員 ○○）

	担当窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	
第2順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	

原子力災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する運用細則

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書（以下「協定」という。）第12条に基づき、青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県バス協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定の運用に関する細則を締結する。

（趣旨）

第1条 この細則は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、同法施行令第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における協定の実施に関し必要な事項を定める。

（業務実施の基準及び内容）

第2条 甲は、原子力災害時等において、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）が受ける線量の予測値が、平常時の一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限り、協定第2条の規定により、乙に対して、協力の要請を行うものとし、その際、当該従事者に対し放射線防護措置を講じ、その安全に配慮するものとする。

2 原子力災害時等において、協定第3条各号に規定する業務（以下「輸送業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

（1）警戒事態（原子力災害対策特別措置法第6条の2に規定する原子力災害対策指針（以下「指針」という。）において定める緊急事態区分をいう。以下同じ。）

指針において定める予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）における施設敷地緊急事態要避難者の輸送の準備その他の輸送業務の実施

（2）施設敷地緊急事態

PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の輸送の実施、PAZ内のその他の住民等の輸送の準備その他の輸送業務の実施

（3）全面緊急事態

PAZにおける住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く）の輸送の実施、指針において定める緊急時防護措置を準備する区域における住民等の輸送の準備、輸送の実施その他の輸送業務の実施

3 前項の施設敷地緊急事態要避難者とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。

(甲が実施する対策)

第3条 原子力災害時等において、甲は、従事者の安全確保対策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乙に無償貸与する防護服及び個人線量計等の放射線防護資機材の確保並びに当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備
- (2) 乙、乙の会員及び従事者が輸送業務上連絡を取る通信手段の確保
- (3) 国との連携による放射線及び放射線防護に関する研修の機会の提供
- (4) 協定第2条第1項の協力要請の際における輸送業務に必要な災害情報及び避難関連情報等の乙への迅速な提供

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 甲乙間の連絡体制の整備
- (2) バスの円滑な誘導等の実施
- (3) 業務に使用した車輛の放射能汚染検査及び簡易除染の実施
- (4) その他輸送業務の円滑な実施に必要な事項

3 前2項の対策の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項及びこの細則に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この細則は、締結の日からその効力を生じるものとする。

この細則の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字浜田字豊田139番21号

公益社団法人 青森県バス協会

会 長 工藤 清

東通地域の緊急時対応作成に当たっての主な課題

- PAZにおける対応体制（初動の体制）
- 住民への情報伝達体制（相談窓口、観光客対策を含む）
- 避難行動要支援者の対策
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成（UPZ）及び支援者の確保
 - ・ 避難手段の確認とその確保
 - ・ 避難先における要支援者の福祉避難所等への振り分け
 - ・ 医療機関・福祉施設の避難先確保
- バスにより避難する住民の把握、避難所開設要員の確保
- 複数の避難経路の設定
- 代替避難先調整の仕組み
- 冬季における防護措置（避難道路の除雪体制）
- 放射線防護資機材、生活物資・燃料の備蓄・供給体制
- 緊急時モニタリング地点及び防護措置実施判断区域の精査
- 安定ヨウ素剤の緊急配布体制
- 避難退域時検査場所候補地の精査、運営体制、資機材・要員の確保
- 原子力災害医療体制の整備